

西ドイツにおける

農地賃貸借の動向

松浦利明

一、はじめに

西欧諸国の農業構造は一九世紀末以降の長い停滞を脱して、第二次大戦後漸く動態過程に入った。経済成長の下での農業からの労働力の激しい流出と機械化を軸とする農業生産力の発展、それに価格支持を柱とする保護政策の展開がこの動態過程を規定した。規模とテンポに差はあるものの、いずれの国においても零細經營層を中心とする経営数の減少が生ずる一方で、増反による規模変動が著しく促進された。この変動は政策的助成によって支えられたが、その主たる形態は農地賃貸借であつた。

本稿ではこうした借地関係の展開が最も顕著に見られる西ドイツにおける農地賃貸借の動向

イツを対象として、戦前期の考察も含めながら主として一九四九年、六〇年、七一年の各農業センサスに依拠しつつ農地賃貸借の展開過程を明らかにしたい。ただし土地統計とくに賃貸借統計については統計の吟味が必要であるから、具体的な分析に先立ち、センサス統計を中心とした資料の紹介と検討を行うことにしたい。

二、農地賃貸借統計資料について

土地所有統計、とくに属人的方法に基づいた土地所有統計は戦後は一度も行われておらず、従つて農地所有の構造を包括的に解明することは不可能に近い。従つてここでは農地の賃貸借統計——といても当然賃借が中心になるが、および農地移動に関する統計、それに小作料、農地価格統計について検討する。西ドイツの場合も他の国々と同様農地保有に関連した統計資料は極めて不備な状況にあり、久しくその改善が叫ばれていたが、漸く七〇年代になって若干の整備がみられるに至つたに過ぎない。

農地保有に関する統計については二年毎におこなわれる農地利用調査⁽²⁾——農用地規模別の經營数と農用地面積が把握される——を別にすれば、全国的な統計としては、農業センサスが殆ど唯一のものであった。戦後農業センサスは一九四九年、六〇

年、七一年の三回実施⁽³⁾され、さらに四度目のセンサスが七九年から八〇年にかけて行われている。いずれも悉皆調査であり、農地利用調査と異なり農地の賃借関係にまで立ち入った最も基本的な統計である。残念ながら後に検討するようにそれぞれのセンサスによって方法、統計概念に違いがあり、比較可能性はかなり限られている。

センサス以外の全国的資料としては、一九六六・七年に実施されたEC農業構造調査⁽⁴⁾と七〇年代になって行われるようになつた農業白書報告(Agrarberichterstattung)のための調査があり、それぞれ農地の保有状況についてデータを提供している。両者はセンサスのように悉皆調査ではなく、前者は五分の一、後者は一〇分の一の抽出調査である。EC構造調査は七五年に実行されているが、その結果についてはまだ公表されていない。

センサスと比較するとこれら二つの調査は当然のことながら内容的には限られており、かつセンサスとの比較可能性にも若干の問題を残している。EC構造調査は農業經營について自作地・小作地の有無と面積を聞くだけであるが、農業白書報告調査の方は二つの際立った特徴点を有しており、農地統計についての整備を物語るものといえよう。農業經營について自作地・小作地の有無と面積を聞くのはEC構造調査と同様であるが、そのほかに賃付農用地の有無と面積、それに一年間の土地売買

の有無と面積、価格を調査している点である。この二つの調査項目はセンサスでも全く取り上げられていないものだけに注目に値しよう。結果については後に検討したい。

以上の全国的な調査以外に限られた地域についての調査やモノグラフィーの中でも、農地賃貸借の状態が対象となつている場合がある。その幾つかを紹介すると、ラインラント農業会議所が管内の農業經營(農用地五ヘクタール以上)を対象に、一九九年、七三年、七七年の三回にわたり大規模な悉皆調査を行つており⁽⁵⁾、この中で農地の賃借と購入について一定の把握を行つている。対象地域と調査の内容がほぼ統一されており、資料としての利用価値は高いといえよう。

次にボンにある農業政策、社会学研究所が中心になつて行った小農村の調査が挙げられる。これは全国で一〇の小農村を選び一九五二年に調査が行われたが、二〇年経過した一九七二年に同じ村をもう一度調査するというユニークな試みであり、この調査の中でも賃貸借関係について一定の把握がなされている。この調査は小農村を対象としていて必ずしも全国を代表するとはいい難いが、村レベルまでおりた調査として貴重なものである。

農地移動に関する動態統計については極めて不備な状態が続いているが、農地売買統計については七三年から若干整備され、

用途別売買面積と売買価格が連邦統計局からシリーズ統計として毎年公表されるようになつた。⁽⁸⁾しかし農業經營間の農地売買の実態についてはこの統計は対象としていない。この点については先に述べた農業白書報告の調査が唯一のもので、そのほかでは各地の農業会議所が地域的に作成しているものに限られる。小作地移動についてもどの階層からどの階層へという資料はない。一つには貸貸者が圧倒的に非農業者だということがこの種の資料を難しくさせている要因となつていて、

小作料統計についても長期的に継続して調査されているのは、シユレスヴァッヒ・ホルスタイルン州のみ⁽⁹⁾、全国段階の数字はセンサスでしか得られない。最近の小作料上昇の動きの中で、小作料統計の整備が叫ばれており、とくに新規契約分についての把握の必要性が大きくなっている。

最後に三つのセンサスで農地保有関係についてどういう調査がなされたかを、センサス調査表に則しながら、詳しく検討してみよう（稿末の資料参照）。

一見して農地保有についての調査は回を追う毎に詳しくなつ

ている。四九年センサスでは小作地面積（このほかホイヤーリング面積と対価をともなわない借入面積）および地主種類毎の面積が把握されているに過ぎない。集計結果表⁽¹⁰⁾としては、小作地比率別にみた経営数と面積（純自作經營、純小作經營も含む）

が出されている。經營区分尺度は經營地面積規模であり、小作地も農用地でなく經營地面積であるため、後の統計との連續性が著しく阻害されている。

六〇年センサスになると經營地面積二ヘクタール以下の經營と以上の經營で調査表が異なり、前者については小作面積だけが問われるに過ぎない。後者については地片小作者と農場小作者に分けて、それぞれより詳細な調査がなされているが、四九年センサスに比べ特徴的な点は、小作料額についての項目が設けられると共に、小作契約の内容（小作期間、小作料の種類、小作料以外の給付、属具の有無）に関する調査が行われている。他方四九年に見られた地主種類の項目が落ちている。集計結果表の面では經營地面積区分による農林業經營について的一般的事項（この部分は四九年センサスと接続する）と、農用地面積区分による農業經營だけの表に分け、後の方は四九年センサスとは比較できない。六〇年センサスは総じて七一年センサスに至る経過的な性格が強く、センサス統計として整備過程にあるといえよう。

七一年センサスに至つて農地保有に関する項目は格段に充実して来る。六〇年センサスで落ちた地主種類別統計が復活しただけでなく、關係地主数、六五年以降の新規小作地面積、農場小作の契約締結年次等が新たに項目として加わって来る。さら

に七一年センサスの特徴は小作地が農用地に限られたいふぢ、以前の二つのセンサスが經營地を対象としたのと異なつて来てくる。ただ林地の小作地がどの程度のものか不明であるが、小作地の大半は農用地だとされてゐるから実質的には余り変わらないかも知れない。集計表の面でも農業經營と林業經營が別々に表示される等の改善も行われてゐる。

以上の如く戦後三回にわたるセンサスは土地保有の把握に関する限り流動的な性格をもつ、従つて各センサス間の比較可能性は著しく狭められる。総じて四九年と六〇年の一部がつながり、六〇年と七一年の連続性は小作地がどの程度農用地であったかによつて左右される。六〇年の小作地に林地が多く含まれるならば、両者の連続性は全く断たれるといえよう。連邦統計局の扱いも六年のEC構造調査以降を連続するものとしており、六〇年センサスと七一年センサスの比較には制限をつけてゐる。

なおセンサス間の比較で問題になるのは、この間に行われた行政区域合併で、市町村、郡レベルの比較は六〇年と七一年では不可能に近い。辛うじて県レベル (Regierungsbezirk) の比較が若干の州について可能であるだけだ、全く変更がないのは州レベルだけである。

注(一) ドイツでは土地所有の調査は一九三五年に行われて

以降全く実施されていない。

(a) Bodennutzungserhebung. 結果レポートを Statistisches Bundesamt, Fachserie 3, Reihe 2.1.1, *Betriebsgrößenstruktur* として毎年田舎部レポートが、農業直書にも一部が収録されている。

(b) 各センサスの農地保有に関する統計は次の形で公表されている。

① Statistisches Bundesamt, *Statistik der Bundesrepublik Deutschland*, Band 21, Heft 2, Größen und Besitzverhältnisse der land- und forstwirtschaftlichen Betriebe, 1952.

② Statistisches Bundesamt, *Besitzverhältnisse in den land- und forstwirtschaftlichen Betrieben, Landwirtschaftsszählung vom 31.5.1960*, Heft 3, 1964.

③ Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 6, *Besitzverhältnisse, Teilstücke*, 1975.

なお西ドイツの場合、連邦国家であるといふから統計局も連邦統計局と各州統計局の二本建で、センサスの結果公表も両方からなる。連邦統計局の分は大部分が州別までの数字で、郡・市別あるいは市町村 (Gemeinde) 別の数字は各州の統計局の報告書によ

ムツツツツツツ。

(+) Statistisches Bundesamt, *EWG-Strukturerhe-*

bung in der Landwirtschaft 1966/67, Heft 1, 2.

(o) 提供する農地の統計の Statistisches Bundesamt,

Fachserie 3, Reihe 1, *Ausgewählte Zahlen für*

die Agrarwirtschaft 収穫額等。

國務省の農業統計等。

○時代に入ると、他の農業関連統計等。

とは農業の激しい変動に10年毎のヤハナベリヤドリ

十年迄ややかなことから認識が易。

(o) 稲葉の「Schriften der Landwirtschafts-

kammer Rheinland, Heft 15, *Strukturwandel in*

der Landwirtschaft, Herausforderung für uns,

1971. Heft 21, *Strukturwandel verändert die*

rheinische Landwirtschaft, 1974, Heft 40, Rheinische Landwirtschaft im Wettbewerb um Pro-

daktionskapazitäten, 1978 等。

(-) Forschungsgesellschaft für Agrarpolitik und

Agrarsoziologie e. V. Bonn, *Lebensverhältnisse in*

kleinbürgerlichen Dörfern 1952 und 1972.

(o) Statistisches Bundesamt, Fachserie 3, Reihe

2, 4, *Kaufwerte für landwirtschaftlichen Grundbesitz.* のうち建築用地の売買価格統計等。

tistisches Bundesamt, Fachserie 17, Reihe 5,

Kaufwerte für Bodland 等。

(o) Minister für Ernährung, Landwirtschaft und

Forsten des Landes Schleswig-Holstein, *Grund-*

stückverkehrsstatistik des land- und forstwirts-

chaftlichen Bodens in Schleswig-Holstein.

(o) やハナベの集計結果表は次のようだ。

一九四九年ヤハナベ

表2 「土地保有状態別農林業経営」(經營地面積

別)

表3 「地主種類別にみた小作地を有する農林業経営」(經營)

表4 「総面積に対する小作地の比率別にみた農林

業経営」(經營)

一九六〇年ヤハナベ

表1 「自作地、小作地、他の保有地を耕作す

る農林業経営」(經營地面積別)

表2 「純自作、純小作および自作地割合別にみた農業経営」(農用地面積別)

表3 「小作料額別にみた地片小作地を有する農業

経営」(經營)

表4 「地主別、小作期間別、小作料額別にみた農場小作」(經營)

一九七一年センサス

「農地保有状態別經營」（農業經營について
は農地面積別、林業經營については面積区分な
し）

表20 「農地に対する自作地割合別にみた經營」
(同右)

表21 「地主種類別にみた小作地を耕作する經營」
(同右)

表22 「ヘクタール当たり年小作物額別にみた地片
小作地を耕作する經營および六五年以降の新規
小作物面積」(同右および小作物面積別、地主種
類別)

表23 「地主数別にみた地片小作地を耕作する經營」
(農地面積別)

表24 「小作物種類別にみた農場小作」(同右)

表25 「小作物約締結年次別および小作物期間別にみ
た農場小作」(同右)

三、小作関係の展開

1、戦前期の長期的推移

戦後期の小作関係の分析を行うに先立つて戦前期の動向につ
いて長期的な推移を検討しておきたい。戦前期の土地保有状態

の調査は一八八二年のセンサスから始まるが、比較可能性とい
う点からは一八八二年から一九〇七年までと、一九二五年から
一九六〇年までの二つの時期に区分される。一八八二年から一
九〇七年までは經營区分が農用地面積規模で行われており、二
五年以降は經營地面積規模に変更されたから、少なくとも經營
階層別比較は不可能である。

戦後は前述の如く四九年が二五年以降と同じ經營地区分、六
〇年が經營地区分と農用地地区分の併用、七一年が農用地地区分と
なり、あらためて一九〇七年以降との比較可能性が大きくなつ
て来た。もちろん厳密には七一年までのすべてのセンサスは、
經營地における小作物面積を対象としており、七一年の農用地に
おける小作物面積とは異なるが、区分指標の違いほど決定的な違
いとはならない。

第一表はまず一八八二年と一九〇七年の小作物比率、小作物
地率を各階層毎に計算して示したものである。この二五年間は
ドイツが重工業部門を中心に著しい工業化を進め、国際的には
先進国であるイギリスとの対立を深めて行った時期であり、帝
国主義段階の諸傾向が農業の分野にも現われて来る。
それはともかくとして、この期間の農業における小作物関係は、
小作物率（少しでも小作物地を耕作する經營は絶て小作物經營と
した）、小作物地率共に僅かながら上昇しているが、しかし一%

第1表 19世紀末の小作動向

—ドイツ帝国—

(単位: %)

農用地面積	小作經營率		小作地率	
	1882	1907	1882	1907
~ 2ha	50.0	50.5	32.8	33.7
2 ~ 5	44.8	51.3	17.6	21.6
5 ~ 10	36.1	43.5	11.2	14.6
10 ~ 20	24.5	30.6	7.5	9.8
20 ~ 50	18.2	22.4	7.0	8.3
50 ~ 100	24.0	29.1	13.9	15.3
100 ~	36.8	38.4	29.6	28.6
計	44.0	47.1	16.2	17.3
2~	35.8	42.3	15.2	16.4

注. 小作地率は農用地面積に対する小作地面積(經營地)の比をとった。

出所: Statistisches Reichsamt, *Statistik des Deutschen Reichs*, Band 5 und Band 212, Teil 1.

強の小作地率の上昇は進展というよりは停滞というほうが正しいであろう。階層的には二と一〇〇ヘクタールの間で若干上昇しているだけである。農業における資本主義的関係の発展が借地関係の進展と結びつくのであれば、少なくともこの期間については、そうした発展は極めて弱かつたといえるだろう。

次に一九二五年以降の動向を第2表でみてみよう。この表は既に述べた理由から第1表とは全くつながらないだけでなく、読む場合に若干の注意が必要である。それは小作地率が經營地面積に対する比率であらわされている関係上、上層とくに一〇〇ヘクタール以上層の状態を正しく伝えていないからである。この階層には言うまでもなく多くの林業經營が含まれるだけでなく、農業經營とされる經營でも広大な林地を有している場合が多い。しかも小作関係は主として農用地にかかるから、本来は農業經營だけを取り出し、しかもその農用地における小作地率を見る方が事実に近いであろう。

以上の留保をつけた上で第2表をみた場合、まず全体として小作經營率、小作地率とも二五年以降傾向的に上昇していると見てよい。とくに小作經營率はかなり増大しており、借地関係の進展の萌芽を既にこの時期に認めることができよう。この傾向が一八八二年以降のより長期的傾向の継続なのか、それともこの時期に新たに始まった傾向なのかは現在の資料からは答え

第2表 戦前期の小作動向

—西ドイツ地域—

(単位: %)

經營地面積	1925	1933	1939	1949	1960
1. 小作經營率					
2 ~ 5ha	52.2	58.2	63.0	66.9	58.0
5 ~ 10	43.6	52.8	60.3	64.3	68.4
10 ~ 20	30.5	39.3	47.1	51.2	64.2
20 ~ 50	20.0	25.6	30.1	32.0	44.3
50 ~ 100	20.0	23.9	25.4	26.0	34.1
100 ~	17.2	16.9	17.2	19.4	20.0
計	41.7	48.6	54.4	57.8	59.7
2. 小作地率					
2 ~ 5ha	19.5	22.5	23.7	25.8	23.1
5 ~ 10	13.1	16.4	18.3	19.6	23.1
10 ~ 20	8.7	11.4	13.0	14.0	20.7
20 ~ 50	7.7	8.8	9.5	9.6	15.8
50 ~ 100	10.3	10.9	10.6	9.9	14.2
100 ~	5.6	4.4	4.2	4.1	3.5
計	9.3	10.4	11.1	11.5	14.5
3. 平均小作地面積(ha)	3.2	3.1	3.0	3.0	4.1

注. 小作地率は經營地面積に対する小作地面積の比率。

出所: Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Wirtschaft, 1872~1972*.

を出しえない。

興味をひく点は小作經營当たりの小作地面積が、三ヘクタールの規模で殆ど動いていないことで、この一經營当たり平均小作地面積が動くようになるのは一九六〇年以降の特徴である。七年には六ヘクタールを超え、戦前の二倍に達する。

以上の全体的な動きを階層的に検討すると、両比率とも最も上昇が目立つのは二~二〇ヘクタールの經營層であり、逆に二〇ヘクタール以上の階層では相対的に上昇の程度が弱く、とくに五〇ヘクタール以上層では小作地率は低下している。

この階層別的小作関係の動向をこの時期の經營階層の動きとの関係でみてみると、戦前期には五~二〇ヘクタール層が經營比率でも經營地面積比率でも一番肥大しており、こうした動きと平行する形で小作地分布の面でもこの層のシェアが増大している。つまり土地賃借関係の進展と平行する形で經營階層が動いたと考えられる。しかし戦前期にあっては小作經營率の方はともかく、小作地率の増大はまだ相対的に緩慢であったといえよう。農民層のこうした動きが如何なる経済的要因

によるものかは今後の検討に待ちたい。

以上は動態としてみた結果であるが、戦前期の小作関係を静態としてみた時、經營階層別的小作經營率、小作地率は上層と下層で高く、中間で低くなるという構造にあった。このことは農用地面積でみた第1表により明確に出ている。經營地面積をとつた第2表では、上層の小作関係が隠蔽されているが、農用地面積に対する小作地率がとられれば、この時期においても第1表と同じ形が認められるであろう。この場合最上層の小作地率の高さは主として借地大農場の存在によって規定されていることも付け加えておきたい。さらに戦前期には農用地面積規模で二〇～五〇ヘクタール層が最も借地関係の展開が遅れており、従つて土地利用の面からは最も自作農的性格が強かつた点も戦後期との関連で留意しておきたい。

2、一九四九～六〇年の動向

戦後期の小作関係の動向を検討する場合、先に吟味した統計の比較可能性から、四九年から六〇年までの動向とそれ以降の動向に分けた方がよい。

まず四九年から六〇年までの動向を二つのセンサスの比較でみると、小作地はこの間二六三万ヘクタールから三〇九万ヘクタールへ約一七%増加した。この増加は戦前期の動きと比較す

れば明らかに土地賃貸借関係の進展の加速を意味している。二ヘクタール以上層の小作地面積に限つてみても、一九三五～三年の増加は四七万ヘクタールであり、四九～六〇年までのそれは五八万ヘクタールに達した。しかし戦前にくらべて異なる点は単に小作地増加のテンポだけでなく、その内容にある。

まず第一点は五ヘクタール以下層、とりわけ二～五ヘクタール層の動向で、かつて戦前期には一貫して小作經營率・小作地率が上昇していたこの層で、著しい低下が認められ、戦前期には両比率とも最も高かったのが、六〇年には五～二〇ヘクタール層を下回るに至っている。この動きはこの層の著しい經營数の減少と同時に生じており、離農過程における小作地の手離しと見ることができよう。

第二には小作化の進展がより上層の一〇～一〇〇ヘクタール層で顕著に進行したことで、とりわけ戦前期小作関係の展開の最も弱かつた二～五〇ヘクタール層で小作地率が最も激しく上昇していることである。このことはこの階層の土地利用における自作農的性格が変化し始めたことを物語っている。この結果戦前期および一九四九年にみられた小作地率の階層構造は変化し、階層差がなくなる方向に動いた。

以上の小作関係の進展は小作地の階層間分布により明白に示される（第3表）。すなわちこの間に一〇～一〇〇ヘクタール層

第3表 小作地の分布

—西ドイツ地域—

(単位: %)

経営面積	1925	1932	1935	1949	1960
2 ~ 5ha	19.8	19.3	18.1	18.5	10.0
5 ~ 10	18.6	21.4	22.4	23.0	18.8
10 ~ 20	15.4	18.8	21.1	22.2	29.4
20 ~ 50	18.2	18.5	18.8	18.4	25.9
50 ~ 100	10.9	9.8	8.8	7.8	9.0
100 ~	17.1	12.2	10.8	10.1	6.8
計	100	100	100	100	100

注. 計は經營面積 2 ha 以上の經營における小作地の分布。

出所: 第2表に同じ。

の小作地シェアは四八%から六四%へと増大したが、それでも六〇年以降の動作農用地(小作地を総て農用地として算定)のシェアは六三%から六八%へ僅かに上昇(したとどまり、この層の農用地の増大の大部分は小作地がふえる形で生じていることを示している。經營階層全体の動向も一〇~五〇ヘクタール層がふえ、零細層と一〇〇ヘクタール以上層が減るという方向で、従つて増大する階

層で土地の賃貸借が最も進展するという形が続いている。

以上の如く四九年から六〇年の小作関係の動態は戦前期と比較すると著しく活発なものがあるが、それでも六〇年以降の動きとくらべるとまだ萌芽的なものということができる。

生産力面でも収穫段階の機械化が完成し、圃場生産分野における機械化一貫体系が完成するのは六〇年以降のことであり、非農業部門の労働力吸収が經營主にまで及ぶようになるのも六〇年代に入つてからである。丁度、EC共通農業政策が確立していく過程で、農業内部の規模拡大は次第に經營にとって至上命令化してくるが、六〇年代から七〇年代の始めにかけて農業内部における階層分解の進展と共に、農地の賃貸借関係も一層本格化してくる。そこで次に六〇年以降の動向についてみるとしよう。

3、一九六〇年以降の動向と特徴

六〇年以降の動向を検討する場合、二系列のデータがある。一つは六〇年と七年のセンサスの比較検討であり、もう一つは六年のEC構造調査、七年のセンサス、七五、七七年の農業白書報告調査の分析である。前者については既述の如く、經營区分指標は農用地面積で共通しているが、六〇年が林地を含めた小作地であるのに対し、七年は農用地だけの小作地と

第4表 小作関係の動向(西ドイツ)

(単位: %)

農用地面積	小作經營率			小作地率			小作地分布		
	1960	1971	1977	1960	1971	1977	1960	1971	1977
0.01 ~ 2ha	36.3	27.1	24.3	23.5	15.6	12.8	3.8	1.0	0.5
2 ~ 5	62.5	50.6	42.0	25.9	21.3	17.6	10.3	4.4	2.6
5 ~ 10	70.3	67.3	58.7	25.3	24.4	20.8	19.6	10.5	6.8
10 ~ 20	63.0	75.0	72.6	23.0	27.9	26.1	29.2	28.1	20.6
20 ~ 30	49.1	73.5	78.0	21.0	30.2	31.1	12.9	21.7	22.0
30 ~ 50	45.3	68.8	77.7	22.1	30.9	33.9	11.4	18.6	25.3
50 ~	52.1	68.6	78.1	29.6	33.8	37.2	12.7	15.7	22.2
計	54.7	59.2	58.4	24.0	28.7	29.8	100	100	100

注：1960年の小作地は經營地で、他の年は農用地である。

出所：1960年は Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1960*, Heft 3.1971年は Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 6.1977年は *Wirtschaft und Statistik*, 1979, Heft 9.

より算定。

いう問題が潜んでいます。⁽¹⁾ 後者については全部が悉皆調査でないため、代表性の問題が出て来よう。ここでは両系列の検討を行ない、むしろ傾向性を確認することに重点をおきたい。

六〇年から七一年の間に小作地は三〇五万ヘクタールから三六二万ヘクタールへ約一九%増加した(第4表)。階層的には一〇ヘクタールを軸に上層と下層で明白に異なった動向を示している。とくに二ヘクタール以下層では小作經營率が著しく低くなり、ますます所有地のみの耕作という傾向を強めている。さらに六〇年までは小作化傾向を強く示していた五・一〇ヘクタール層でも両比率が低下し始めたことも注目に値する。

しかし最も際立った特色は、規模が大きくなるほど小作地率が高くなるという形が出来あがつたことで、かつてみられた自作農的性格の最も強い中間階層が賃貸借の上では消滅したことであろう。もとより小作經營率についてはそうした序列はみられず、逆に最上層で若干低下しているが、それでも小作地率が最も高いということは、純小作經營(上層の場合は農場小作に近い)の比率が高いことで説明されよう。

小作地の階層分布からみると、二〇ヘクタール以上層のシェアは六〇年の三七%から七一年には五六%へと著しく増大し、これらの層への小作地の集中を示しているが、他方自作地(六年の場合小作地を総て農用地と想定)のシェアはそれぞれ三

八%、四九%で、六〇年の場合、自作地と小作地のシェアは殆ど同じであった。七一年には明らかに小作地のシェアの方が自作地のシェアを上回る形になつており、ここからも上層への土地集中が借地形態によつていることが判る。

次に七一年と七七年の動向をみると、この間小作地面積は殆ど変わらず、四九年以降続いて来た小作地増加の傾向がストップしている⁽²⁾。しかも経営数の減少はこの間も続いており、七一年の一〇七万戸から七七年の八五万戸へ二〇%強も減っている。過去においては経営減少は小作地の増加と結びついており、離農に伴う土地処分の形が主として借地であったことが知られている。経営減少が小作地の増加と結びつかない七〇年代の動向はどうのよう考へたらよいか。離農に伴う土地処分が賃貸から売却に変化したという証拠はない。また離農した経営が小作地の多い経営だったと考えることも現実的ではない。離農に際しては矢張りある程度小作地が出ると考えた方が妥当であろう。

そうなると他方で小作地の購入あるいは小作地の返還による自作地化が想定されなければならないが、現在のところこの点について解明するだけのデータがない。従つてこの点については後日の課題としておきたい。⁽³⁾

小作地 자체はふえなかつたが、経営階層的には六〇年以降の変化が一層強く続いており、小作經營率および小作地率の両方

で、最上層の五〇ヘクタール以上層が最も高い値を示すようになった。七一年にみられた小作地率と面積規模との関連性はより明白な形で出ている。大きな經營ほど小作地を借りる經營が多くなり、かつ自作地に比し相対的に多くの借地を持つという構造が形成され、借地についての戦前的な構造がほぼ姿を消したことを見ても七七年の数字は伝えていく。

小作地の階層別分布でも、七七年には小作地の七〇%が二〇ヘクタール以上層に集まっているのに、自作地の方は五八%で両者の差は七一年にくらべてより一層大きくなっている。農用地としても同様で、五〇ヘクタール以上層が最大の伸び率を示すような動きになって来ている。その最も伸びている層で借地関係が顕著に展開することはこれまでの考察でも確認されたところである。

4、小作の二形態とその動向

これまで小作經營については中味を区別せずにみて來たが、現実には種々の形態がある。戦前までの統計では、小作地だけの純小作經營といわゆる自小作經營（場合によつては自作地と小作地の大小で自作と小作が区分される）が区分されていた。六〇年センサスからこうした区分のほかに「全体として（建物と共に）借り入れられた農業經營」[Als Ganzes (mit

第5表 農場小作と純小作の推移（西ドイツ）

	1949	1960	1971
小作経営	1,147,297	880,242	631,505
純小作経営	108,744	85,844	64,260
同上割合(%)	9.5	9.8	10.2
小作地(ha)	2,651,654	3,050,189	3,616,392
純小作の小作地(ha)	881,415	1,118,940	1,064,692
同上割合(%)	33.2	36.7	29.4
農場小作経営		64,876	44,897
うち { 家族小作		26,065	30,877
その他小作		37,993	14,079

注：農場小作の場合1960年は経営地2ha以上、1971年は農用地2ha以上の農業經營。

出所：第4表に同じ。

Gebäude) gepachtete landw. Betriebe] と「借入地片を有する経営」(Betriebe mit zugepachteten Grundstücken)について調査がねりだわるようになった。前者は農場小作(Hofpacht, Betriebspacht)といわれるものであり、後者は地片小作(Zupacht, Parzellennpacht)と近く思われる。

「全体として借り入れられた経営」とは「経営主によりまとめて借り入れられかつ経営単位として経営されるような経営」とされている。従つてまとめて借り入れられた経営でも經營主がそこに居住せず、經營主が自ら經營する他の土地と合わせて一つの単位として經營される限りはこの範疇に入らず、借入地小作の方に入れられる。しかも両者は完全に二分された定義ではなく、農場小作にしてさらに借入地を有する經營も存在する。

純小作と農場小作も全く別の次元の定義で、農場小作でもそのほか自作地を有するケースがあると同時に、純小作でも農場小作とは必ずしも限らない。七一年のセンサス結果では(第5表)、純小作経営は全体で六・四万あつたが農場小作の方は約四・五万であった。またこの四・五万の農場小作のうち約一・四万は家族小作以外の農場小作で、あるいはこのうち自作地を有するのが一六三八、地片小作地を併せてもつのが四二八九あつた。階層的には二〇ヘクタール以上では農場小作の数が純小作

の数を上回り、以下では純小作が多くなるという形になつてゐる。農場小作には家族間の小作が極めて多く、六八%をしめてゐる。五と五〇ヘクタールといった規模で家族農場小作が最も高い比率でみられ、その他の規模では非家族間の農場小作が多いくなり、一〇〇ヘクタール以上層では七七%と圧倒的部をしめる。家族農場小作は農場相続の一つの技術的な形態として採用される場合が多く、通常の小作とは同一に扱えない。西ドイツの統計でも両者は区別して扱われてゐる。

小作に伴う経営問題、法律問題としては、従来はこの農場小作が主要な対象となつて來た。小作法の対象もどちらかといふと農場小作が念頭におかれていた。⁽⁵⁾

純小作経営の動向についてみると、四九年から六〇年にかけては、小作経営全体にしめる比率としては経営数についても、

小作地面積についても僅かながら増大している。六〇年から七一年にかけては小作地面積にしめる比率では低下しているが、

小作経営にしめる比率では逆に増加している。これは零細層の小作経営が大量に減少したためで、実数としては純小作経営も少なくなつてゐる。注目すべき点は六〇年から七一年にかけて小作地にしめる純小作経営の比率が低下している点で、自小作型の展開をここに見ることができよう。

農場小作の動向については全体として減少の方向にありながら

ら、家族小作とその他小作農場では全く異なつた展開を示している。すなわち家族間の農場小作は増加している一方で、その他の農場小作は著しい減少を示している。家族間のそれは農場相続の一環であり、主として父子間の相続条項をつけた小作契約によるもので、普通の意味における借地農場とは異なるものである。ここではその他の農場小作は所謂借地農場に相当すると考えてよいが、これが著しく減少している点は、イギリス等での借地農場の後退と共通する点があろう。この背景としては第一には所有者の自作指向が挙げられる。自作といつても管理人を置くような形式的なものも大農場の場合は多いが、いずれにしても小作形態に対するマイナスの評価が今日、所有者側にみられる。これには自作形態にした場合の税制面の有利性も大いに作用していると考えられる。⁽⁶⁾

第二は所有者側の貸し方に変化が生じてゐる。つまり一括して農場として貸すより、分割して何人もの農業者に増え反地として貸す方が小作料の面でも有利だという状況が、とくに大きな農場では強くなつて來ている。以上のようない由から、本来の意味での農場小作は大幅に後退していると結論できる。

農場小作の後退にもかかわらず小作関係の進展がみられるのは、家族農場小作の普及もさることながら、決定的に自小作経営の展開に負うてゐる。

第6表 自小作經營の動向(西ドイツ)

(単位: %)

農用地	自小作經營率		純小作經營率		自小作經營における小作地率	
	1960	1971	1960	1971	1960	1971
2~5ha	58.4	45.7	4.1	4.8	38.6	34.9
5~10	65.9	62.7	4.3	4.7	32.8	31.3
10~20	56.9	69.4	6.1	5.6	31.2	32.1
20~30	39.7	65.6	9.4	7.9	30.0	34.1
30~50	32.9	56.8	12.4	11.9	30.0	33.5
50~100	35.4	53.4	15.1	14.5	34.1	32.7
100~	40.2	51.5	20.5	20.8	41.9	34.6

注: 1960年センサスでは自小作經營の農用地面積は調査されてないので、同一階層の農用地率(農用地/經營地)を適用して算定した。

出所: 第4表に同じ。

第6表ではそうした自小作經營の動向が階層別に示されている。小作經營全体の場合と同様、二〇ヘクタール以上で自作經營率は顕著に上昇している一方、純小作經營率の方は僅かながら低下している。

はすべて自小作經營率の上昇によるものである。表にはそのほか自小作經營だけの小作地率を算定しておいたが、階層的に殆ど差がない点が注目されよう。

表には示さなかつたが、逆にこの点では同一階層の地域差が極めて大きい点を指摘しておきたい。例えば五〇~一〇〇ヘクタールの自小作經營をとった場合、小作地の比率はシュレスヴィヒ・ホルstein州では三〇%、ラインラントファルツ州では五一%で同じ自小作經營でもかなり異なっている。前者では元来自作規模が大きかつたのに対し、後者の場合は自作規模の小さい經營が借地によってしかこの層に達せられない状況が出ているように思われる。従って借地面積が自作面積を上回るような小自作タイプの經營は、歴史的に零細規模構造から出発した西南ドイツにとくに強くあらわれている。

今日支配的となつた純小作經營の後退、自小作經營の前進という傾向は、七一年以降も一貫してみられる。とくに二〇ヘクタール以上では純小作が減少、自小作が顕著に伸びる一方で、一〇ヘクタール以下で自小作が低下するという方向がはつきり出て来ている。

5、小作地の所有者

小作地の貸主については四九年と七一年のセンサスで調査さ

第7表 小作地の所有者の推移（西ドイツ）（単位：1,000ha）

	1949		1971	
	面 積	割 合(%)	面 積	割 合(%)
小作地総面積	2,651.7	100	3,616.4	100
自然人	1,847.8	69.7	3,006.8	83.1
うち家族			714.4	19.8
法人	803.9	30.3	609.6	16.9
うち地域団体	494.9	18.7	356.3	9.9
その他法人	309.0	11.6	253.3	7.0

出所：Statistisches Bundesamt, *Statistik der Bundesrepublik Deutschland*, Band 21, Heft 2, および Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 6.

れでおり、第7表にしめされてい
る。両センサスで法人の区分が必ずしも合致しないので、地域団
体（国、州、県、市町村）以外はすべてその他の法
人にくつたが、七一年センサスではさらに公法人と私
法人に区分されてい
る。

七一年についてみると、小作地の八三%が自然人（民法上の組合、人格共同体を含む）の所有するところで、圧倒的部
分をしめるが、この中には家族が地主である土地が約四分の一近く含まれている。残りの約六一萬ヘクタール、一七%が法人所有であるが、そのうちの六〇%近くは市町村、州、国等の公共地
域団体が所有者で、本来の法人所有の土地は全小作地の七%を占めるに過ぎない。この中には教会、教会管造物（Kirchliche Anstalt）、財團法人、協組、有限会社、株式会社等が含まれ
ている。

四九年との比較でみると、自然人の比率がふえ、法人とくに市町村等の地域団体が著しく低下している。借り受ける農業經營の規模との関係では、一〇〇ヘクタール以上層で法人地主の比率が高いのを除けば、あとは余り差がないといってよい。一〇〇ヘクタール以上層が高い理由は国有農場（Domänen）の賃借等法人有の大農場の小作がかなり作用してると考えられる。
次に小作経営がどういう地主種類もしくはその組み合わせから土地を借りているかをみたのが第8表である。過半に近い小作経営がもっぱら家族以外の自然人だけから借りており、同じ法人だけから借りているのは約一二%と比較的多い。家族のみというのは六%強で、大半は農場小作である。以上は地主が單一種類（必ずしも一人ではない）である小作経営で、残りの

三五%は二種類以上の地主から土地を借りている。その中では家族以外の自然人と法人から借りていて經營が二三%と圧倒的に多く、他は取るに足りない。

農場小作でない地片小作については、何人の地主から借りているかという調査が七一年センサスで行われている。第9表では連邦平均では地主数が五人以上という經營が全体の二三%をしめるが、これはいうまでもなく經營規模によつても地域によつても異なる。地主数五人以上の經營比率をみると規模が大き

地主の種類	小作經營数	比率
1. 家族のみ	40,439	6.4%
2. 家族以外の個人のみ	301,151	47.8
3. 法人のみ	73,891	11.6
4. 家族と個人	32,868	5.2
5. 家族と法人	8,773	1.4
6. 個人と法人	145,365	23.0
7. 家族と個人と法人	29,018	4.6
計	631,505	100

出所：Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 6.

○ ～三〇ヘクタール層の高率が
当然この層の借入形態は小規模
地主から借りる

い程その比率が
高くなるという
わけでは必ずし
もない。

第9表 地主数別小作經營（西ドイツ、1971年）

—地片小作の場合—

(単位：%)

地主数 農用地	1人	2	3	4	5人以上	計
～5ha	33.0	21.3	14.3	9.1	22.3	100
5～10	32.1	23.6	16.2	9.9	18.2	100
10～20	23.7	19.4	15.4	11.1	30.4	100
20～30	23.0	17.5	13.1	9.8	36.6	100
30～50	27.2	18.5	12.7	8.7	32.8	100
50～100	30.9	20.8	14.1	8.4	25.8	100
100～	28.5	18.8	14.8	10.2	27.7	100

○

出所：第8表と同じ。

形になる。しかも五人以上の地主から借りる經營が最も多いといふことはこの層における規模拡大圧力の強さを物語っている。第9表には示さなかつたが、この点についても地域差は極めて大きい。いま三〇～五〇ヘクタール層の地片小作經營をとつて、地主数五人以上の比率をみると、シユレスヴァッヒ・ホルステイン州では僅

第10表 農業経営の農地貸借（西ドイツ，1977年） (単位：%)

経営農用地	農業経営数	うち自作所有地を有する経営				借入地のみ
		a	b	c	d	
~ 5ha	100	47.9	25.4	16.8	5.1	4.8
5 ~ 10	100	35.7	50.1	5.5	5.2	3.1
10 ~ 20	100	25.3	64.3	2.1	4.8	3.4
20 ~ 30	100	20.1	67.8	1.9	5.6	4.6
30 ~ 50	100	18.0	62.9	4.3	8.2	6.6
50 ~	100	14.7	52.9	6.8	15.8	9.4
計	100	33.3	48.6	8.0	5.7	4.4
1975年計	100	35.7	47.1	7.5	4.7	4.9

注. a : 貸付地, 借入地を全く持たない経営

b : 借入地のみを持つ経営

c : 貸付地のみを持つ経営

d : 借入地, 貸付地を両方持つ経営

出所: *Wirtschaft und Statistik*, 1979, Heft 9.

一一〇

かに一〇%であるが、バーデン・ヴュルテンベルク州では六二%に達する。ここでは借地供給側の構造が著しく異なることを推測せしめる。北部諸州では大きな単位の小作地が供給されるのに対し、西南諸州では小作地の単位そのものが小さいと考えざるをえない。加えて西南諸州の経営は自作地基盤が弱いから、より多くの小作地を取得せねばならないという事情が作用する。両者が相まって以上のような著しい地域差となつてあらわれるのである。

6、小作地貸付者としての農業経営

農業経営であれば借入地だけでなく、土地を貸し付けている場合が当然考えられる。しかし非農業者の農地所有が法的に認められている西ドイツの場合、貸付地の所有者は農業者だけに限られない。それどころか農地の貸付者としては農業者はむしろマイナーな存在でしかない。しかしこれまで農業経営の農地貸付については殆ど調査がなされて来なかつた。一九七五年以降実施されたようになった農業白書報告調査はその意味で興味をひく。

第10表は農業経営を農地の貸借状況から五つのグループに区分し、階層別にその比率を示したものである。この表によると農地を貸し付けている経営は全経営の一四%近くある（この調

査では貸付地面積はわからない)。このうち八%は貸し付けだけの経営で、六%が貸し付ける一方で借り入れも行っている経営である。

農地の貸し付けについては、階層性がかなりはつきり出ている。

規模の小さい経営、とくに五ヘクタール以下と五〇ヘクタール以上の経営層で貸付経営の比率が高く二〇%を超えており、しかし内容的には零細層では貸し付けだけの経営比率が高いのに対し、最上層は貸し付け・借り入れを同時に行っている経営が多いという結果が出ている。このことは零細層では農業縮小とともになう貸し付けの傾向が示され、他方最上層では農地の状況に応じて選択が働いているように思われる。この状況は農地の位置の場合も考えられるし、利用地の種類の場合もある。零細層の貸付比率の高さは、いわゆる土地持ち労働者層へつながる一段階と位置づけられよう。

七五年と七七年の比較では、全体として農地の貸し付け、借り入れにかかる経営比率は上昇しているが、貸し付けについても一定の動態が確認できよう。ただ農業経営の貸付地は四〇万ヘクタール強にすぎず、小作地全体の一・二%であくまでもマイナーな存在にすぎない。

注(一) 七一年センサスでは農場小作のうちの家族以外の経営について、経営地と農用地の両方の面積を聞いてお

り、これによると経営地の九五%が農用地である。地片小作の場合は殆ど農用地と考えられるから、この数値から例えれば六〇年、四九年の小作地のうちの農用地部分を推計しろう。

(2) 六六年にE.C構造調査が行われており、始めて農用地だけの小作地が調査された。この調査では小作地面積は二八一万ヘクタールで、六〇年の経営地小作面積三〇五万ヘクタールよりも少ない。この経営地小作面積は農用地小作面積におよそ換算すると二八〇万ヘクタール程度になる(換算の方法は地片小作地はすべて農用地とし、農場小作面積について農業經營全体の農用地率を乗じて農用地部分を算定した)。この結果だと六〇～六六年の間では小作地面積は増加しなかつたということになり経験的事実と反するようと思われる。六六年の調査の小作地把握の精度が問題になろう。しかし六〇年代の小作地の動向は後半に著しく増大したであろうことは、離農政策の本格化、農地賃借の奨励措置の登場等からも十分推測しうる。

(3) 経営減少のほかに経営の縮小が要因として考えられる。普通経営縮小の場合は小作地から減らして、自作地のみ耕作するというケースが多い。返還された小作地が經營拡大層に貸し付けられる限りで、小作地率には変化が生じないのである。

(4) Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 6, S. 9.

(5) 地主小作の場合は圧倒的に口答契約が多かった。しかし今日次第に地主小作も内容が変わって来ており、

文字通りの地主から、おとおつた規模の大きい団地の小作へと移って来ている。

(6) イギリスの場合も小作形態の税制面（所得税、転用

の場合の不動産譲渡税等）の不利が決定的に影響して

いる（R. Mantau, *Rechts-, Organisations- und Finanzierungsformen für das landwirtschaftliche Grundeigentum*, 1978）。

(7) E. Middelschulte, "Wie transparent ist der Pachtmarkt", *DLG-Mitteilungen*, 22/1977.

四、おわりに

本稿では主としてセンサス統計によりながら、西ドイツにおける農地小作関係の長期的な展開を検討した。その中で六〇年以降に明白に形成されてくる小作前進的な運動を確認することができただけでなく、戦前とは異なった農地賃借における階層的な構造の確立をもみることができた。しかし以上のかなり数量的な検討は、農地賃借関係の一つの側面にしかすぎない。当然より質的な面、すなわち小作価格の動き、小作契約の変化、

経営経済的な意味づけあるいは農地売買との関連といった質的側面の分析が行われる必要がある。また量的な分析についても、農地賃借関係の場合欠かすことの出来ない地域性の検討にも本稿では殆どふれなかつた。さらに土地政策とくに農地賃借にかかる政策・制度についても問題として取り上げなかつた。これらの三つの問題領域は今後の検討課題としておきたい。

小作料の問題についていえば、六〇年代に一貫してみられた農地価格の小作料に対する相対的上昇に対し、七〇年代に入つて著しい小作料の上昇が伝えられている。この小作料高騰の要因分析を差し当たり課題として設定しておきたい。

小作契約に関しては、戦後の農業生産の変動に伴つて種々の対応を迫られて来ている。そこでは経営資本の量的増大と共に、資本と土地所有の調整が今日的な課題として登場して来ており、七二年以降の西ドイツ小作法改正の動きの背景になつてゐる。現在西ドイツの小作法は、契約当事者主義に立つて、法による規制、とくに小作料についての介入を最小限にとどめようという考え方方に立つてゐる。従つて締結される小作契約の具体的な中味の変化の検討を矢張り課題として考えておきたい。

次に借地の経営経済的な意味づけに関連し小作料のベースとしてグロスマージン（Deckungsbeiträge）がしばしば取り上げられている。このことは小作料が限界原理に立つて考えられ

るようになったことを示している。このような変化の背後には、追加地の借地がますます支配的な形態になりつつあるという状況が働いているように思われる。先に示した大土地の分割貸しひけという動きはその具体的表現として考えられよう。同時に借地する側の競争関係が一層意味を持ち、農民層分解の視点から今日の借地問題を整理する必要がある。

以上のような検討課題のほかに、さらに具体的には西ドイツ国内における地域性の問題として農地賃借の展開を明らかにすることと、国際化を強めているEC各国における動向を考察する課題が残されている。地域性については本文でも若干ふれたが、歴史的に農業構造の形成過程が異なり、今日もその影響が決定的に残っている西ドイツの場合、農地賃借のような構造に深くかかわる問題については、地域的な検討を抜きにしては、全容を明らかにすることは決して出来ない。稿をあらためて取り上げることにしたい。

またEC各国の土地制度、土地政策についても、近年EC委員会を中心いて系統的に分析や資料の作成が行われている。とくに隣国間で農地の売買や小作がある程度行われる状況になり、さらに各国内の地価や小作料、さらには土地立法のあり方が農業における競争条件に一定の影響を持つようになつて来ているだけに、国際的な比較検討が必要にならう。

〔以下付表および資料〕

付表1 小作関係の動向(西ドイツ、1925, 1933, 1939年)

(単位: 1,000経営, 1,000ha)

経営地	2~5ha	5~10	10~20	20~50	50~100	100~	計	
1925								
a. 農林經營数	593.0	387.3	240.7	150.0	30.0	14.5	1,415.5	
b. 小作經營数	309.5	168.7	73.3	30.0	6.0	2.5	589.9	
c. 経営地面積	1,923.9	2,694.8	3,332.7	4,475.2	1,983.6	5,833.9	20,244.2	
1933								
d. 小作地面積	375.2	350.8	290.9	345.0	205.3	323.8	1,891.0	
a. 農林經營数	563.2	403.4	257.4	152.0	29.3	14.2	1,419.5	
b. 小作經營数	327.7	213.1	101.1	38.9	7.0	2.4	690.2	
1939	c. 経営地面積	1,850.5	2,819.5	3,550.8	4,556.3	1,941.7	5,985.5	20,673.3
d. 小作地面積	415.7	462.8	405.7	399.1	212.0	263.5	2,158.7	
a. 農林經營数	543.6	409.8	274.4	157.7	29.5	14.5	1,429.5	
b. 小作經營数	342.7	247.3	129.7	47.5	7.5	2.5	777.1	
d. 小作地面積	1,807.3	2,903.1	3,828.7	4,696.2	1,959.3	6,164.5	21,359.1	
	428.2	530.7	498.6	444.9	208.3	256.9	2,367.6	

出所: Statistisches Bundesamt, *Bevölkerung und Wirtschaft, 1872~1972.*

付表2 小作関係の動向(西ドイツ、1949, 1960年)

(単位: 1,000 略當, 1,000ha)

経 営 地	0.5~2ha	2~5	5~10	10~20	20~50	50~100	100~	合計
1949								
a. 農林經營数	594.1	530.1	404.6	280.4	159.1	29.2	14.3	2,012.9
b. 小作經營数	327.6	354.5	260.4	143.5	51.0	7.6	2.8	1,473
c. 農用地面積	563.4	1,561.6	2,500.0	3,242.3	3,567.7	1,202.1	821.2	13,458.3
d. 小作地面積	192.1	454.0	564.7	546.8	452.7	192.3	249.2	2,651.7
1960								
a. 農林經營数	507.1	396.6	341.0	305.6	168.8	28.7	13.4	1,761.1
b. 小作經營数	177.1	230.2	233.2	196.2	74.9	9.8	2.7	923.7
c. 農用地面積	450.3	1,130.4	2,148.3	3,664.6	3,868.0	1,237.6	683.8	13,183.1
d. 小作地面積	103.7	303.5	570.7	891.6	785.7	273.1	205.4	3,131.3

注 1949, 1960年の数字にはザールラントは含まれていない。

出所: 1949年は Statistisches Bundesamt, *Statistik der Bundesrepublik Deutschland*, Band 21, Heft 2.
1960年は Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung*, 1960, Heft 3.

付表3 小作関係の動向 (西ドイツ, 1960, 1971, 1977年)

(単位: 1,000 経営, 1,000ha)

農用地	0.01~2ha	2~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~	計†
1960									
a. 農業経営数	503.6	362.9	326.2	278.5	77.9	42.3	13.5	2.5	1,607.8
b. 小作経営数	182.8	226.9	229.2	175.6	38.3	19.2	6.8	1.6	880.2
c. 農用地面積	495.4	1,209.0	2,364.9	3,878.0	1,875.6	1,582.6	871.7	440.7	12,718.1
d. 小作地面積	116.5	313.7	598.0	890.1	393.3	350.0	234.0	154.7	3,050.2
1971									
a. 農業経営数	191.4	223.7	212.7	252.3	108.1	58.4	17.8	3.2	1,067.5
b. 小作経営数	51.9	113.1	143.2	189.3	79.5	40.1	12.1	2.3	631.5
c. 農用地面積	222.1	747.0	1,546.0	3,639.9	2,608.0	2,172.2	1,149.5	531.5	12,616.2
d. 小作地面積	34.6	158.8	378.4	1,017.3	788.3	671.2	368.4	199.2	3,616.4
1977									
a. 農業経営数	123.5	161.3	162.5	198.1	105.7	72.3	27.5	851.1	
b. 小作経営数	30.0	67.8	95.4	143.8	82.4	56.2	21.7	497.4	
c. 農用地面積	149.5	543.0	1,182.8	2,875.0	2,574.4	2,713.1	2,170.5	12,208.2	
d. 小作地面積	19.2	95.3	246.6	749.5	800.2	919.2	808.3	3,638.4	

注: 1960年の小作地は經營地。

出所: 1960年は Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1960*, Heft 3.1971年は Statistisches Bundesamt, *Landwirtschaftszählung 1971*, Heft 6.1977年は *Wirtschaft und Statistik*, 1979, Heft 9.

附 資料

土地保有に関する調査項目

—一九四九、六〇、七一年センサス—

I

一九四九年農業センサス

一、耕作している小作地面積（経営地面積）

二、小作地の地主種類とその面積

〔a 個人地主（夫婦ないし家族も含む）、b 市町村、c

帝国、州、省、郡、d 教会、e 余社（Gesellschaft）、
団体（Körperschaft）、その他法人〕

II 一九六〇年農業センサス

全経営を対象に

一、耕作している小作地面積（経営地面積）

経営地面積二ヘクタール以上で小作地を耕作する経営に対し

二、地片（Einzelgrundstück）小作の有無

三、農場小作（建物つきで経営全体）の有無

地片小作者に対する対し

四、小作している地片数

五、このうち金納だけの地片数

六、金納だけで小作している地片面積

七、上記の年小作料額

農場小作者に対する対し

△ノート△ 西ドイツにおける農地賃貸借の動向

八、小作している農場面積

九、父母または義父母からの小作

地主が父母または義父母でない者に対し

一〇、地主の氏名、場所

一一、小作期間

一二、金納か否か

金納だけの者に対し

一三、小作関係による年々の支払額

〔a 標定によって引き受けた農業属具に対する支払を
含んだ年小作料、b 小作契約によって小作人が負担す
るその他の支払額、c 総支払額、d 地主から無生農
業属具ないし有生農業属具を規定によって引き受けてい
るか〕

III 一九七一年農業センサス

一、小作地面積（農用地面積、地主が親族である土地も含 む）

二、小作地の地主種類と面積

〔a 家族（父母、義父母、兄弟、子供）、b 他の自然
人（個人、夫婦、相続組合、民組合、人格結社）c

国、県、郡、市町村、d 教会、教会管造物、類似管造
物、財團法人、e 協組、組合、有限責任会社、類似の
機関、私法人〕

『ノート』 西ドイツにおける農地賃貸借の動向

一一〇

三、農場小作か否かと地主の区分（家族か否か）

地片小作者に対し

四、地片小作地のうち自ら耕作する面積

五、一九六五・一・一以降新しく借りた面積

六、地片小作地の年小作料額

七、地片小作地の地主数

農場小作者（家族地主を除く）に対し

八、規模（総面積、農地面積、小作者自ら耕作する農地面

積）

九、地主種類（二のb、c、d、e）

一〇、小作契約締結年次、小作期間についての協定の有無
と協定小作期間

一一、農業属具についての引き受けの有無

一二、小作契約にもとづく支払額〔a 年小作料（農業属
具に対する支払と代金納部分を含む）、b 物納額、c その他の負担額〕

一三、建物の維持、修繕負担の有無